

二宮町役場新庁舎建設町民検討会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町役場新庁舎建設町民検討会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 新庁舎の建設計画に関し、町民の意見及び提案を反映させるため、二宮町役場新庁舎建設町民検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新庁舎建設基本構想に関すること。
- (2) 新庁舎建設基本計画に関すること。
- (3) その他新庁舎建設に関連する事項に関すること。

(組織)

第4条 検討会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 各地域を代表する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(報償費)

第5条 委員が検討会に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、二宮町役場新庁舎建設基本構想・基本計画が策定されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 検討会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。